

## 提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

	コメント	金融庁の考え方
I-1-1-2 主な着眼点		
1	<p>検討しているスキームは、「間接アクセス方式」として、利用者と記録機関の間に立って参加金融機関がデータの授受等を行うことを想定している。このスキームでは、本人確認、事前審査(反社チェック)、疑わしい取引の確認(マネロンチェック)等を参加金融機関において行うことを想定しており、本事務ガイドラインに基づく評価(対応部署の設置、届出、手続制定、データベース構築等)については、委受託関係等を通じて記録機関・参加金融機関双方の態勢を総合的に判断することとしていただきたい。</p> <p>また、警察・弁護士等との連携においては、業務委託する銀行等と連携し体制を構築することで問題ないことを確認したい。</p>	<p>外部委託に関する規定を満たした上であれば、貴見のとおりと考えられます。</p>
I-2-1 本人確認、疑わしい取引		
2	<p>ガイドライン案 I-2-1①ホ及び②ホでは、電子債権記録機関が役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考を行うことを求めているが、役職員の選考に際して法令に従ったマネー・ローンダリング対策を遵守できる者を採用するよう努めることを求める趣旨か、あるいは、採用しようとする者の属性がマネー・ローンダリングの観点から問題がないことの確認を求める趣旨か。「マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて」という趣旨が明確でなく、明確化の観点から規定の修正をお願いしたい。</p>	<p>ご意見を踏まえて修正します。</p>

	コメント	金融庁の考え方
3	<p>電子債権記録機関が、(電子記録債権法の定める要件を満たすかどうかという形式的な確認以上に)原因関係等の関係する取引に関する情報を入手・確認することは通常考えにくいところであるため、「疑わしい取引」につながる情報を電子債権記録機関が入手することは想定しにくいところであるが、如何なる事例が、電子債権記録機関が「疑わしい取引の届出」をすべき事例として想定されるのか(「取引時の状況」というのは、利用者との間で利用契約を締結した際や記録請求がなされた際の状況ということか。)。預金取扱い金融機関等と同様に、電子債権記録機関についても、貴庁ホームページにおいて、電子債権記録機関の業務の特性を踏まえた「疑わしい取引の参考事例」を公表していただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>
I-2-2-1 業務規定の周知等		
4	<p>「業務規程」と「業務規程等」という表現が用いられているが、使い分けの趣旨が明確でなく、表現を揃えるべきではないか。</p> <p>また、「業務規程等」の内容が不明確であり、定義するなどして明確化されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえて修正します。</p>
5	<p>利用者のIT環境への配慮のための措置として、「利用者により簡単に操作ができるインターフェイスを構築する」、「電子的手段以外での請求も行えるようにする窓口を開設する」の2点が例として掲げられているが、これらの例はあくまでも参考例として記載されたものであり、業容次第では、電子的手段による請求のみを認める電子債権記録機関も認められることを確認させていただきたい。</p>	<p>貴見のとおりと考えられます。但しその場合でも、接続の方法や電子的記録の方法などIT環境に関して、利用者の利便性に配慮した対応が求められることとなります。</p>

	コメント	金融庁の考え方
6	<p>利用者が簡単に操作ができるインターフェース構築など、利用者のIT環境への配慮のための措置については、電子債権記録機関ではなく、そのようなアクセス方式を提供する委託先である各窓口金融機関において当該提供内容にかかる適切な措置を講じるという態勢とすべきである。</p> <p>また、この場合に、スキーム全体としては、上述のようにアクセス方式の選択の確保がされていることを前提にIT環境のない利用者への配慮のための措置を講じることとし、個別の参加金融機関においては、利用者に対するサービス提供方法の多様性を確保すべく、電子的手段のみでの手続提供について許容いただきたい。</p>	<p>外部委託に関する規定を満たした上であれば、可能であると考えられます。但しその場合でも、接続の方法や電子的記録の方法などIT環境に関して、利用者の利便性に配慮した対応が求められることとなります。</p>
I-2-2-2 差別的取扱いの禁止		
7	<p>検討しているスキームでは、複数の参加金融機関が同一の利用者にサービスを提供することが想定される。各参加金融機関のサービス内容や取引内容に応じて手数料に差異が生じることが、差別的取扱いに該当しないことを明確にしていきたい。</p>	<p>法第 61 条に規定する「不当な差別的取扱い」には、ご指摘のスキームにより手数料に差異が生じることは、含まれないものと考えられます。ただし、個々の参加金融機関が、同一の属性を有する者のうち特定の者に対してのみ恣意的に利用を拒んだり、手数料を違えたりするなどの差別的取扱いを行わないように留意する必要があります。</p>
I-2-2-3 同期的管理に係る取扱い		
8	<p>ガイドライン案 I-2-2-3 第四段落では、電子債権記録機関が少なくとも1つの同期的管理に関する仕組みを設ける必要があることを規定している。確かに、債務者の二重払いの危険を回避するために同期的管理が重要であり、手形の代替的手段として電子記録債権を利用する場合など広い範囲での利用が予想される電子記録債権</p>	<p>法第 59 条により、電子債権記録機関は、業務規程において、第 62 条第 1 項に規定する口座間送金決済に関する契約又は第 64 条に規定する契約に係る事項を定めなければならないとされており、口座間送金決済についての支払等記録(第 63 条第 2 項)またはその他の契約に係る支払についての支払等記録(第 65 条)のいずれかができることが必要となりま</p>

	コメント	金融庁の考え方
	<p>を取り扱う電子債権記録機関については、同期的管理の仕組みを設けることが望まれることは否定しないものの、企業グループ内でのCMSとして電子記録債権を利用する場合など取り扱う電子記録債権の流通範囲が限定される場合や相殺など資金送金以外の方法による決済が中心となる場合については、法令上の同期的管理の仕組みを設けることが必要とまではいえないと考える。一方で、電子債権記録機関が法令上の同期的管理の仕組みを設けることを一律に必要とするのでは、電子記録債権の将来的な利用可能性を著しく阻害することとなり、事業者の資金調達の円滑化等を図るという電子記録債権法の目的を十全とできない結果となりかねないと考える。</p> <p>従って、電子債権記録機関に対して、一律に同期的管理に関する仕組みを設けることを必要とするガイドライン案Ⅰ-2-2-3第四段落の規定は削除すべきである。</p>	<p>す。</p> <p>従って、御指摘の規定に関して、修正は不要と考えられます。</p>
Ⅰ-2-5-2 主な着眼点（電子債権記録業の外部委託について）		
9	<p>ガイドライン案Ⅰ-2-5-2（3）では、「外部委託を行うことによって、検査や報告、記録の提出等監督当局に対する義務の履行等を妨げない措置」を講じることが求められている。かかる措置の具体例（参考例）として、外部委託に係る契約において、検査や報告、記録の提出等に際しての委託先の協力義務を規定し、委託に係る業務に関連する報告、記録の提出等が求められる場合には、委託先がこれに協力することとなるような態勢を構築することが考えられるが、ガイ</p>	<p>貴見のとおりで差し支えありません。なお、法第73条の規定により、主務大臣は、電子債権記録機関から業務の委託を受けた者に対し、電子債権記録機関の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じることができるかとされているところです。</p>

	コメント	金融庁の考え方
	ドライン案 I-2-5-2 (3) はこのような措置を想定したものと理解してよいか確認させていただきたい。	
I-2-6-2 主な着眼点 (システムリスク)		
10	ガイドライン案 I-2-6-2 (4) では定期的なシステム監査を行うことを求めているが、システム監査については、電子債権記録機関が自ら行うよりも、システムに精通した業者に委託したほうが適切な監査を実施することができる場合も多いと考えられる。従って、ガイドラインによって求められるシステム監査については、ガイドライン案 I-2-6-2 (5) に規定する外部管理委託体制が整っていることを前提に、外部委託することが許容されることを明確にさせていただきたい。	貴見のとおりで差し支えありません。なお、システム監査を外部委託する場合は、ガイドライン I-2-6-2 (5) のほか、ガイドライン I-2-5 についても留意する必要があります。
11	ガイドライン案 I-2-6-2 (6) ではデータ管理者を置くことを求めているが、電子債権記録機関の業容によっては、データ管理を外部委託することもあると考えられる。そこで、電子債権記録機関に属する者をデータ管理者とするのではなく、ガイドライン案 I-2-6-2 (5) に規定する外部管理委託体制が整っていることを前提に、委託先にデータ管理者を設定してもらうことも認められることを明確にさせていただきたい。	ご意見を踏まえて修正します。なおデータ管理を外部委託する場合は、ガイドライン I-2-6-2 (5) のほか、ガイドライン I-2-5 についても留意する必要があります。
II-1 指定申請に係る事務処理		
12	指定の可否についての予見可能性を高める観点から、電子記録債権法施行規則第 22 条第 3 項第 10 号の「その他参考となるべき事項を記載した書類」について、	指定申請の際の提出資料における「その他参考となるべき事項を記載した書類」については、申請者の行う業務の内容及びその組織体制により異なるもので一概にガイ

	コメント	金融庁の考え方
	具体例をガイドラインに規定していただきたい。	ドライン等においてその内容を公表することは困難であると考えます。

(注)「法」とは、電子記録債権法（平成19年法律第102号）をいいます。